

文化庁の円滑な全面的移転と機能強化について

京都府・京都市共同提案

【担当省庁：内閣官房、財務省、文部科学省】

● これまで、文化庁の予算は、1千億円程度の横ばいであったところ、今年度予算額は、特段の配慮をいただき、前年度当初予算比3.3%増（平成29年度補正予算77億円を加えれば、約1割増加）の1,077億円を措置していただいたところ。

● 更に、本年6月には、「新・文化庁」にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進するための、文部科学省設置法の一部を改正する法律が成立したほか、経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）（平成30年6月15日閣議決定）においては「文化芸術立国の実現」が盛り込まれており、今後、文化庁が文化政策を総合的に推進するための予算の充実確保について、格別のご配慮をお願いしたい。

● また、これに加えて、文化庁の京都への全面的な移転に当たって新たに必要となる庁舎の賃借料などの経費についても、外枠として適切に増額確保されるようご配慮願いたい。

京都府
の担当課

政策企画部 文化庁移転準備室(075-414-4318)

■ 文部科学省設置法の一部を改正する法律（概要）

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付ける。
また、その所掌事務に、
①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること
を追記し、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進していく体制を整備する。
2. 芸術に関する教育に関する事務を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。
3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。
4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

■ 現行・文化庁と新・文化庁の組織体制

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進（新・文化庁）に向けた機能強化を図る。

現行 定員231人	平成30年10月以降 定員253人
長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財監査官	長官・次長・次長・審議官・審議官・文化財監査官
長官官房 地域文化創生本部（H29.4より京都に設け） 政策課 著作権課 国際課	地域文化創生本部 政策課 企画調整課 参事官（芸術文化担当） 文化経済・国際課 文化資源活用課 参事官（文化創造担当） 文化財第一課 文化財第二課 著作権課 国語課 宗務課
文化部 芸術文化課 国語課 宗務課	省内業務（博物館・芸術教育）の移管 分野別タテ割りから縦割重視へ
文化財部 伝統文化課 美術学芸課 記念物課 参事官（建造物担当）	官（他府省）・民・学・芸で文化政策を総合推進 地域文化創生本部の充実

※各課はすべて仮称。
※下線の組織については本館移転時（遅くとも2021年度）に京都

（出典：文化庁HP）